■奨学金制度の概要

佐賀県薬剤師会が創設した奨学金制度は、佐賀県の補助金を受けて平成27年度にスタートし、6年生薬学部の薬学生5年次・6年次、4年生大学薬学部卒の大学院生で薬剤師国家試験の受験資格が得られる直近の1年間又は2年間に在学中の佐賀県出身の薬学生等を対象に「奨学金を貸与する制度」ですが、この制度の大きな特徴は、薬剤師免許取得後、佐賀県薬剤師会が指定する県内の薬局等(指定薬局等)に薬剤師として一定期間従事していただくと、奨学金の返還は全額免除されるというものです。

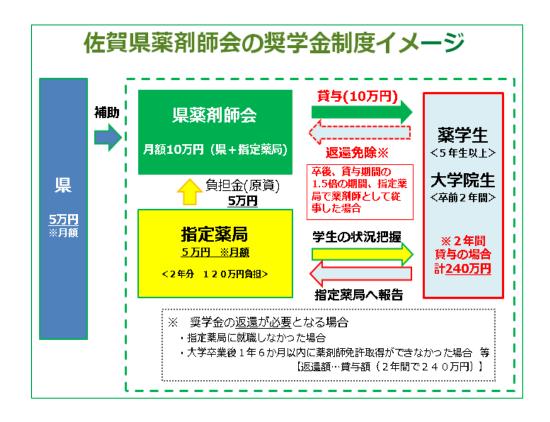
佐賀県の医薬分業は、全国でも先駆的に進んできましたが、1人薬剤師の薬局が多く、一方、薬局・薬剤師についても年々その業務が高度化・拡大し、地域において入退院時を含め医療機関に勤務する医療関係者との連携や情報共有の体制整備、外来受診時だけではなく夜間・休日の対応を含めた地域での応需体制の整備、地域包括ケアにかかる薬剤師の配置、在宅医療への対応など患者等の多種多様な状況の推移に伴う服薬情報等を一元的・継続的に情報共有することができる「地域連携薬局」の確立が重要となってきており、今後、更に推進していく必要があります。

そこで、一般社団法人佐賀県薬剤師会(以下「県薬」という。)では、「新・佐賀県薬剤師会薬剤師奨学金制度」を継承し、「第3期_佐賀県薬剤師会薬剤師奨学金制度」(以下「本制度」という。)を創設し、薬剤師を確保するために大学の薬学部に修学している5年生又は6年生の薬学生等に奨学金を貸与し、薬剤師免許取得後、一定期間県内の薬局に勤務すれば奨学金の返還を免除する規定を設け、県内薬局での就業を推進し、地域連携薬局の拡充等、地域医療体制及び地域包括ケアシステムの推進を図ることとしました。

※この制度では、薬局における在宅医療の推進に必要と試算した薬剤師 50 人程度を確保することを 目的として、今年度より毎年 10 人程度に貸与することとしています。過去 7 年間で、67 名の薬学生 等に奨学金貸与を行い、現在 45 名が、佐賀県の薬局で薬剤師として活躍されています。

○対象となる薬学生等

- ①次に掲げるア又はイのいずれかの薬学生等であって、薬剤師国家試験受験資格が得られる者
 - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学で6年制薬学課程に修学する薬学生 で5年生又は6年生
 - イ 学校教育法に基づく大学に入学し、4年制薬学課程を修めて卒業し、かつ、学校教育法に 基づく大学院において薬学の修士若しくは博士の課程を修学する者(以下「大学院生」とい う。)又は修士の課程を卒業した者であって、入学してから12年以内に受験資格を得られる「直 近1、2年の者」
- ② 薬剤師免許を取得している大学院生で卒業年度の直近1年若しくは2年の期間の者
- ○貸 与 額:1人当たり120万円/年
- ○貸与期間:原則として6年制大学の5~6年生又は大学院生で卒業前の1年若しくは2年間
- ○返還免除:指定薬局で「貸与年数×1.5倍」の期間の就業が必要



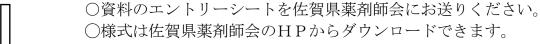
■申込みから支給までの流れ

佐賀県薬剤師会が薬学生等と指定薬局等のマッチングのお世話を行います。

薬学生等がエントリーシートを提出後、面談やマッチングセミナーにより、薬学生等と指定薬局等のマッチングを行い、マッチングが成立した薬学生等には新年度4月になってから、奨学金貸与の申請を行っていただきます。

正式に奨学金貸与が決定したら、佐賀県薬剤師会、薬学生等、指定薬局等の開設者の3 者で奨学金貸与契約を締結します。

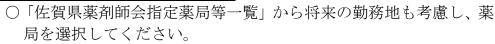
1 薬学生等のエントリーシートの提出(申込み)



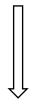
○メールでも申込みはできますが、写真については画像を取り込む か、後日、郵送するなどして、必ず貼付するようにしてください。

※エントリーを取り消す場合は薬剤師会事務局にお尋ねください。

|2 指定薬局の選択(マッチングの開始)



- ○詳しいこと知りたい場合は学生等から薬局へ直接問合わせすることもできます。
- ○なお、指定薬局から薬学生等に連絡をとることはマッチングセミナー終了後まで禁止しています。



3 マッチングセミナーへの参加



- ○マッチングセミナーにご参加ください。
- ○セミナーでは奨学金制度の説明と指定薬局から直接話を聞くことができます。

4 マッチングの成立



○薬学生等と指定薬局の双方がマッチングに同意成立した場合は、翌年2月末日までに佐賀県薬剤師会に登録してください。

5 奨学生としての選定(内定)



- ○マッチングが成立した薬学生等について翌年3月初旬に奨学金貸 与の選定(内定)を行います。
- ○マッチング成立が予定数を超えた場合は抽選を行います。

6 奨学金貸与申請



- ○奨学金貸与の選定(内定)を受けた薬学生等は、翌年4月に必要書類を添付して「薬剤師奨学金貸与申請書」を提出してください。
- ○4月末日までに申請書が提出されない場合は、辞退したものとみなします。

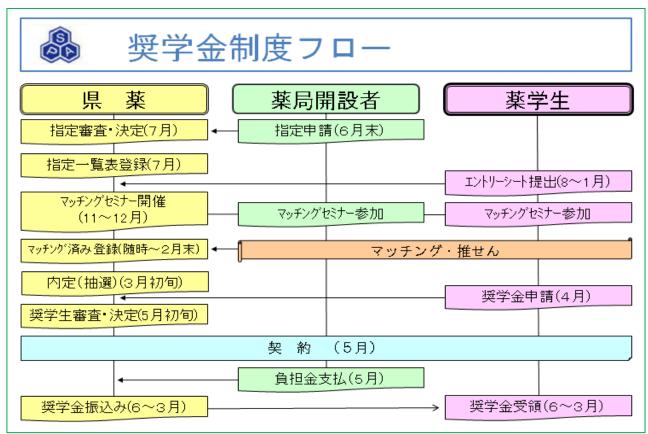
7 奨学金貸与に係る三者契約



- ○佐賀県薬剤師会、指定薬局開設者と学生の三者の間で奨学金貸与の 契約を5月に行います。
- ○その際には、連帯保証人2名を立てて頂きます。

8 奨学金の支給

○奨学金貸与の支給は、契約終了後に4~6月までの分を6月に、 7月~翌年3月までの分を7月から毎月支給します。



※ 奨学金制度に関する資料は、佐賀県薬剤師会HPに掲載しています。